

# 農薬取締法に基づく農薬の定義

- 農作物を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルスの防除に用いられる薬剤

- 成分が同じでも、生活害虫に使用する薬剤等は含まれない
- 化学物質以外に生きた微生物も含まれる

- 農作物の生理機能の増進又は抑制に用いられる薬剤

- 種なしブドウの処理に用いられるジベレリン等

- 防除のために利用される天敵は農薬と定義